

広島市三世代同居・近居支援事業助成金 提出書類一覧表

<住替え後（住民票の異動後）>（2，4については、コピー等も可）

チェック欄	No.	必要書類	説明
	1	住替え完了報告書兼 助成金交付申請書兼 口座振替依頼書	- 記入見本を参考にしてください。 - 記入間違いを確認するため、<u>振込先口座の通帳の写し</u>を添付してください。
	2	住替え後の子世帯の 世帯全員の住民票	- 世帯主と続柄の記載があるもの - 個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。 - 窓口で「住民票の写し等の請求書・申出書」を記入し、「世帯主の氏名及び続柄」の項目にチェック✓を付けてください。<u>分からない場合は、この書類を窓口で提示してください。</u> <u>発行を受けたら、持ち帰る前に世帯主と続柄が記載されていることをよく確認してください。</u> - 発行には手数料がかかります。
	3	町内会（自治会） 加入確認書	- 住替え後に町内会長を訪問して参加を希望する活動などについて話し合い、記入してください。 2部作成し、1部を町内会長に渡してください。<u>残る1部は会長に署名してもらい、そのコピーを自ら保管するとともに、原本（会長の署名があるもの）を市に提出してください。</u>
	4	助成申請する費用の領収書 と 領収金額の内訳が分かる書類など 【助成申請できる費用】 令和6年度以降に支払った以下の①～④の費用について申請できます。	
		①引越し費用 ☐ 領収書 ☐ 料金明細	- 引越し運送費用、荷造り、エアコンの取外しや取付け、ゴミなどの不用品処理等の費用が対象となります。 <u>※引越事業者やその委託事業者に支払った費用に限ります。</u> - 引越事業者を介さず個別にエアコンの取付けや不用品処理を頼んだ場合などは、助成の対象になりません。
		②不動産登記費用 ☐ 領収書 ☐ 取得した土地や建物の登記内容が分かる全部事項証明書	- 司法書士や土地家屋調査士等に支払う費用 - 自分で登記し法務局に支払う費用
		③仲介手数料 ☐ 領収書 ☐ 仲介の契約書	住宅の購入や賃借に要する仲介手数料 （例）購入…媒介契約書 賃貸…重要事項説明書 など
		④礼金 ☐ 領収書 ☐ 賃貸借の契約書	住宅の賃借に要する礼金
	5	三世代同居・近居支援事業に関するアンケート	今後の参考とさせていただくため、ご協力をお願いします。

※上記のほかにも審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。